

大泉町介護用車両購入費等補助事業の実施について

大泉町介護用車両購入費等補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

1 交付目的

在宅で生活している要介護者が外出するために必要な車椅子仕様等の車両（以下「介護用車両」といいます。）の購入又は改造に要する費用の一部を補助することで、要介護者の生活の質の向上及びその家族等の負担軽減を図ることを目的とします。

2 内容

補助対象者	要介護者及びその同一世帯の者であって、次のいずれにも該当するものとします。 1 要介護者及び要介護者と同一の世帯に属する者の市町村民税の所得割の合算額が16万円未満であること。 2 世帯全員に係る町税及び介護保険料の滞納がない者 ※ 「要介護者」とは、町内に居住し、かつ、本町の住民基本台帳に記録されている者であって、次のいずれかに該当するものをいいます。 1 おおむね65歳以上の者であって、車椅子を日常的に使用し、又は使用することが見込まれるもの 2 障害者手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度が次のいずれかに該当するもの (1) 下肢の障害の程度が1級又は2級 (2) 体幹の障害の程度が1級又は2級 (3) 下肢及び体幹の重複障害の程度が1級又は2級
補助対象車両	介護用車両（新車・中古車）及び介護用車両への改造を行う車両とします。 ※ 主に、要介護者のための通院・通所等に利用する車両であることを原則とします。

補助対象経費	介護用車両（新車・中古車）の購入費及び介護用車両への改造費について補助を行います。
交付金額	補助金の額は、次のとおりです。 1 介護用車両（新車）を購入する場合 (1) 福祉車両の場合 100,000円 (2) その他の車両の場合 20,000円 2 介護用車両（中古車）を購入する場合 (1) 初度登録年月から36月以内の福祉車両の場合 60,000円 (2) 初度登録年月から37月以上の福祉車両の場合 30,000円 3 介護用車両に改造する場合 150,000円を限度とする改造費相当額に3分の2を乗じて得た額（交付金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。） ※ 「福祉車両」とは、厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品の規定に該当する装置を備えている車両（消費税が非課税となる車両）であって、車椅子及び車椅子利用者を乗せることができるものをいいます。 ※ 「その他の車両」とは、助手席回転シート又は回転スライドシートのみ備えており、消費税が課税される車両をいいます。 ※ 補助金の交付は、1世帯につき1回限りです。ただし、交付決定があった日から6年を経過した日以後に当該交付決定に係る介護用車両を譲渡し、又は廃棄する場合であって要介護者のために新たに介護用車両を購入するときを除きます。

3 交付手続

認定申請の方法	介護用車両の購入又は改造を発注する前に、大泉町介護
---------	---------------------------

	用車両購入費等補助事業認定申請書（様式第 1 号）に次の書類を添えて申請してください。 1 介護用車両購入（改造）計画書（様式第 2 号） 2 介護用車両購入費等に係る見積書 3 介護用車両等である事が確認できるカタログ、写真等
補助対象事業の認定時期	提出された申請書類の審査を行い、認定の可否を決定し、大泉町介護用車両購入費等補助事業認定（不認定）通知書（様式第 3 号）により通知します。
交付申請の方法、時期等	介護用車両の購入又は改造が完了したときは、速やかに大泉町介護用車両購入費等補助事業実績報告書（様式第 4 号）及び大泉町介護用車両購入費等補助金交付申請書兼請求書（様式第 5 号）に次の書類を添えて申請してください。 1 介護用車両購入（改造）費精算書（様式第 6 号） 2 介護用車両購入費等の請求書又は領収書の写し 3 自動車検査証の写し
補助金の交付時期等	提出された申請書類の審査を行い、交付の可否を決定し、適正であると認めるときは、大泉町介護用車両購入費等補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 7 号）により通知し、補助金を交付します。
譲渡等の制限	交付の決定があった日から 3 年間は、当該介護用車両を他人に譲渡、売買、交換、廃棄、貸付又は担保に供することはできません。ただし、町長が適当と認めた場合は、この限りではありません。
補助金の返還等	補助事業の認定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、補助事業の認定を取り消します。 1 偽りその他不正な手段により補助認定者となったとき又は補助金の交付を受けたとき若しくは受けようとしたとき。 2 補助事業の認定の内容又は補助金の交付に際して付した条件その他法令等に違反したとき。

	また、既に補助金を交付しているときは、指定した期限までに、その全部または一部を返還しなければなりません。
--	--

4 各種様式

申請書等の様式	次の様式を使用してください。 1 大泉町介護用車両購入費等補助事業認定申請書（様式第1号） 2 介護用車両購入（改造）計画書（様式第2号） 3 大泉町介護用車両購入費等補助事業実績報告書（様式第4号） 4 大泉町介護用車両購入費等補助金交付申請書兼請求書（様式第5号） 5 介護用車両購入（改造）費精算書（様式第6号） ※ 参考 1 大泉町介護用車両購入費等補助事業認定（不認定）通知書（様式第3号） 2 大泉町介護用車両購入費等補助金交付（不交付）決定通知書（様式第7号）
---------	--

5 事業期間

期 間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
-----	------------------------

6 担当部署

大泉町高齢介護課・福祉課	電話 0276（62）2121
--------------	-----------------